

別表5  
有機中央会 関係諸文書の交付費用

第8版2014年5月11日改訂

JAS法の新しい規程により求めに応じて交付させていただくものです。その際の手数料です。

2014年8月1日運用開始

	事務所での手渡し	郵送等
東京都の発行する認証証の写し	100	800
定款	500	1,200
登記の現在事項証明の写し	100	800
登記の現在事項証明の原本	2,000	2,800
登録認定機関としての登録を示す官報の写	100	900
東京都への事業実績報告	500	1,300
本会の財務諸表	500	1,300
認定証の再交付	実施せず	2,000
英文認定証	実施せず	5,000
生産基準等公開文書の書面による提供	3,000	3,800
EU検査証明交付手数料		1,050
NOP輸入証明書交付手数料		1,050

注:消費税の扱い  
上記金額に外税で加算します。